

11

トラブルに巻き込まれたりしませんか？



裁判員は、法律で保護され、名前や住所などの情報は公にされません。事件に関して裁判員に接触することは禁止されており、裁判員に頼み事したり、裁判員やその家族を脅したり不安にさせる行為は処罰されます。また、危害が加えられるおそれの高い事件は、裁判官だけで裁判します。

12

法律の知識がなくても大丈夫ですか？

特に法律知識の必要はなく、有罪か無罪かの判断の前提として法律知識が必要な場合は、裁判官から分かりやすく説明されますので、心配はいりません。

13

裁判員は、その事件に関するニュース、新聞をみてもよいのですか？

見るだけは問題ありません。ただし、裁判員として判断する際は、法廷で示された証拠だけに基いて判断しなければなりません。

14

裁判員として審理に参加した経験を話すことは守秘義務違反になるのですか？

評議の中で、誰がどのような意見を述べたとか、事件関係者のプライベートなこと、裁判員の名前などは禁止されていますが、法廷で見聞きしたことや裁判員を務めた感想は話しても構いません。

15

どうして守秘義務が課されているのですか？

評議の中で裁判の公正と信頼を確保し、評議で裁判員や裁判官が自由な意見を言えるようにするためです。裁判員としての役目が終わった後も義務があります。

この他、詳しい内容は、佐賀地方裁判所刑事部裁判員係 ☎23-3161にお尋ねください。また、佐賀地方裁判所での傍聴・見学や学校・公民館などで行う団体に向けた出張講座（問合せ先は、同所総務課 ☎23-3161）もご利用ください。詳しい情報は、最高裁判所裁判員制度ウェブサイトでもご覧いただけます。
<http://www.saibanin.courts.go.jp/> **裁判員制度** **検索**

裁判員選任を装った悪質行為にご注意ください！

裁判員等の選任に関することをハガキやメール便、電話で連絡したり、個人情報をお尋ねすることはありませんのでご注意ください。裁判員制度に関して、昨年11月末に裁判所から発送された封筒入り「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」以外の郵便物が届いた場合や、不審な電話があった場合は、上記の佐賀地方裁判所や佐賀地方検察庁（☎22-4185）にご相談ください。

7

裁判員（候補者）は、交通費や昼食代など支給されますか？

日当や交通費が支払われ、裁判所が家から遠いなどの理由で宿泊しなければならぬ場合には宿泊料も支払われます。

8

何日くらい裁判に参加するのですか？

事件内容により異なりますが、多くの裁判は3日以内に終ると見込まれています。

9

裁判員裁判は、1日何時間くらいかかりますか？

1日当たり、5～6時間程度と見込まれています。

10

裁判員（候補者）に選ばれたことは公にできないと聞きました。上司や同僚に話すことも許されませんか？

休暇を上司に申請したり、同僚の理解を求めることは問題ありません。むしろ、積極的に上司などに相談して、周囲の理解を得ることが重要です。法律上禁止されている「公にする」とは、例えばインターネットで公表するような場合など、不特定多数の人が知ることができるような状態にすることです。

裁判の当日（午前中）

選任手続期日

佐賀地方裁判所へ行き、候補者から裁判員を選ぶための手続（選任手続）を行います。

裁判員候補者待機室にて

事件の説明

裁判所の職員が事件概要や被告人の名前などを説明

当日質問票に記入

事件との関係の有無などを質問

質問手続室にて

裁判長からの質問

辞退できる理由があるか、公平な裁判ができるかなどが確認されます。

くじ引き

残った候補者からくじで裁判員が選ばれます。

辞退が認められた人や裁判員になれない人は、お帰りいただけます。

6人の裁判員が決定！

事件によって4人のこともあり、補充の裁判員が選ばれることもあります。

そのまま裁判に参加

通常、選任手続は午前中に終了し、その日の午後から裁判が始まります。